

＊北海道公報 発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)		北海道告示第933号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成18年11月24日 北海道知事 高 橋 はるみ
目次 規 則 ○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（水産経営課） 25 ○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（道立病院管理局） 25 ○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課） 25 ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 26 ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課） 26 ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 26 ○道路の供用の開始.....（道路課） 26 ○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課） 27		1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 小児総合医療・療育センター（仮称）情報システムの内 画像管理運用システム一式 (2) 小児総合医療・療育センター（仮称）情報システムの内 放射線情報システム一式 2 落札を決定した日 平成18年9月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ムトウ 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番地 (2) 氏 名 株式会社ムトウ 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番地 4 落札金額 (1) 29,977,500円 (2) 26,717,250円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成18年7月28日付け北海道告示第643号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
規 則 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年11月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第152号 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成18年10月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。		北海道告示第934号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（和寒地区経営体育成基盤整備（客土、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年11月28日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
告 示		

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第935号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所

空知郡上富良野町1948の135地先・1948の135（以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、1948の109・1948の110・1948の128（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1948の33、1948の111、1948の129から1948の131まで、1948の133

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び上富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第936号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡新得町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第937号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 比宇厚賀停車場線 新冠郡新冠町字美宇340番5地先から 平成18.11.24
新冠郡新冠町字美宇2番1地先まで

北海道告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 七飯療養所線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
亀田郡七飯町字鳴川町265番1地先（河川敷地）から 亀田郡七飯町字本町657番16地先（河川敷地）まで	前		16.00mから	180.04m	—
			28.00mまで		
	後		16.00mから	180.04m	—
			28.00mまで		

